

特定外来生物

ナガエツルノゲイトウ

秋冬期防除でまん延防止！

今年は、集中豪雨が頻発しており、増水した河川や水路からほ場へナガエツルノゲイトウ（以下本草）が侵入している可能性が高まっています。

ほ場をよく確認し、侵入した本草を翌年に持ち越さないよう秋冬期防除を実施しましょう。



水路につかえたナガエツルノゲイトウ

ほ場周辺をチェック☑し、水田への侵入がないか確認しましょう

- 水口周辺
- 畦畔・農業機械等の進入路（水口から5m程度の範囲）
- 用排水路（堰などで水の流れが弱まる場所）



ほ場や水路に発生が確認される場合は、下記の防除を実施しましょう。

（1）薬剤防除

- ① 稲わらを粗飼料として畜産農家に供給している場合、搬出してから、薬剤防除を行う。
- ② 収穫時に切断された本草は期間を置いて再生させ、葉面積を広く確保し薬剤がかかりやすくする。
- ③ 気温が低下し、本草の生育が停止する10月下旬頃に、水田刈跡に登録のあるグリホサート剤を散布する。

【注意】・飛散防止ノズル等を使用し、周辺作物への飛散を防ぐ。
・薬剤がかかった稲わらは粗飼料として利用せず、ほ場にすき込む。

薬剤名	使用場所	使用時期	使用回数
ラウンドアップ マックスロード	水田刈跡	雑草生育期	1回
	水田畦畔	収穫前日まで（雑草生育期）	3回以内

※畦畔へのグリホサートを含む農薬の総使用回数は3回以内のため、次作の水稻生育期間中の使用回数に注意。

(2) 物理的防除 (手取り除草)

薬剤防除ができない水路等では、以下の手順で除草を実施しましょう。

- ① 地上部は鎌等で切断する。
- ② 根付いている「ほふく茎」や「地下茎」は、丈夫な熊手等がかき取り、**残さを残さない**。(土壌水分が高い方が除去しやすい)
- ③ 除去した茎や根は、厚手のビニル袋等で**密閉し、散逸させない**場所で**枯らすか、焼却処分**する※。

【注意】・地域で除去作業を実施する場合は、焼却や一時保管について事前に管轄の自治体等に相談する。

・本草は切断片から拡散するため、刈払機や草刈機は使用しない。



※ ナガエツルノゲイトウは特定外来生物に指定されており、飼養・栽培・保管・運搬は禁じられているが、小規模な防除の場合、防除目的の運搬は事前に防除の内容等を公表すれば可能(ただし、農業を営むに当たって行う防除の場合の公表は不要)。

(3) 耕種的防除

本草は、年内から茎や地下茎の節より新芽の萌芽が始まりますが、近年の温暖化の影響により、土中数cmの深さであれば越冬できます。

本草が定着しているほ場では、**1～2か月間隔で耕うん**を行い、**茎や地下茎を切断して、再生能力を低下**させます。

- ① 薬剤防除後、**地上部が枯死して1か月程度経過してから一番耕**(耕起・荒起こし)を行う。(12月頃)
- ② 二番耕(耕うん・碎土)は**土中の新芽が2cm程度に伸び、耕うんで折れやすくなった頃**をねらって行う。(1月頃)
- ③ 三番耕以降も土中の**新芽の萌芽状況を確認**し、二番耕と同様に、**丁寧な耕うん**を心掛ける。(2～3月)

【注意】・二番耕以降、**走行速度は低速、P T Oの回転を高め**に設定し、土中の茎や地下茎を細断する。

・農機具に付着した土壌から拡散する恐れがあるため、本草の未侵入ほ場から先に作業を行う。

・本草の侵入ほ場から出る際は、ロータリー等に付着した土壌を丁寧に落としてから、次のほ場に移動する。



● お問合せ先

下記または最寄りの農林振興センターに御連絡ください。

埼玉県農産物安全課 048-830-4053

埼玉県病害虫防除所 048-539-0661